

○国土交通省告示第七百四十四号
 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて準用する重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第三項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域を次のとおり指定する。
 令和三年六月二十九日

仙台空港

国土交通大臣 赤羽 一嘉

期間	対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対象空港周辺地域
令和三年七月十三日から同年八月一日まで	宮城県	宮城県	宮城県岩沼市
	岩沼市及び名取市	岩沼市及び名取市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	（）並びに下野郷（次の図面に示す部分に限る。）
	宮城県名取市	植松、下増田、杉ヶ袋及び本郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び	次に掲げる点と三	一 北緯三十八度八分四十二秒、東経百四十度五十分六秒 二 北緯三十八度八分三十一秒、東経百四十度五十分	

備考

二一

「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象空港周辺地域の第一号に規定する。含まれる道路（道路交法（昭和十五年法律第二百五号）第二條第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間に接する側端の道路とも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象空港周辺地域に含まれるものとする。

まぶに
れた海掲
た岸げ
区線る
域に点
よりと
を結

三 六分五十二秒
六分北緯三十八度八分二十四秒、東経百四十度五十